

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第3部門第4区分
【発行日】令和6年8月21日(2024.8.21)

【国際公開番号】WO2024/057693
【出願番号】特願2024-504887(P2024-504887)
【国際特許分類】
C 2 2 B 1/242(2006.01)
【F I】
C 2 2 B 1/242

10

【手続補正書】
【提出日】令和6年1月25日(2024.1.25)
【手続補正1】
【補正対象書類名】特許請求の範囲
【補正対象項目名】全文
【補正方法】変更
【補正の内容】
【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

全Fe量63質量%以下の鉄鉱石とバインダーとを混合して、混合物を得る工程と、
前記混合物を造粒して、グリーンペレットを得る工程と、
前記グリーンペレットを焼成して、鉄鉱石ペレットを得る工程と、
を有し、

前記鉄鉱石は、1mm超えの粒度を有する核鉱石と、1mm以下の粒度を有する粉鉱石と、を有することを特徴とする、鉄鉱石ペレットの製造方法。

【請求項2】

前記核鉱石の質量比率が、前記鉄鉱石に対して15質量%以上である、請求項1に記載の鉄鉱石ペレットの製造方法。

【請求項3】

30

前記核鉱石のうち、2.8mm超えの粒度を有する粒子の質量比率が、前記鉄鉱石に対して15質量%以上である、請求項2に記載の鉄鉱石ペレットの製造方法。

【請求項4】

前記核鉱石のうち、2.8mm超えの粒度を有する粒子の質量比率が、前記鉄鉱石に対して30質量%以上である、請求項2に記載の鉄鉱石ペレットの製造方法。

【請求項5】

前記核鉱石のうち、4.8mm超えの粒度を有する粒子の質量比率が、前記鉄鉱石に対して10質量%以上である、請求項1に記載の鉄鉱石ペレットの製造方法。

【請求項6】

前記核鉱石のうち、4.8mm超えの粒度を有する粒子の質量比率が、前記鉄鉱石に対して25質量%以上である、請求項5に記載の鉄鉱石ペレットの製造方法。

40

【請求項7】

前記鉄鉱石ペレット1つ当たりに含まれる前記核鉱石の個数が平均0.9~1.0となるように、前記核鉱石の粒度及び質量比率を設定する、請求項1~6のいずれか一項に記載の鉄鉱石ペレットの製造方法。

【請求項8】

鉄鉱石原料を1mmの目開きを有する篩で篩い分けし、篩上を前記核鉱石として用い、篩下を粉碎して前記粉鉱石として用いる、請求項1~6のいずれか一項に記載の鉄鉱石ペレットの製造方法。

【請求項9】

50

前記混合物において、前記粉鉱石の質量をW1とし、前記バインダーの質量をW2として、 $W2 / W1 \times 100$ を1.0以上とする、請求項1～6のいずれか一項に記載の鉄鉱石ペレットの製造方法。

【請求項10】

前記バインダーがベントナイトである、請求項1～6のいずれか一項に記載の鉄鉱石ペレットの製造方法。

10

20

30

40

50